

認知症初期集中支援推進事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、認知症初期集中支援推進事業業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名 認知症初期集中支援推進事業業務

(2) 業務内容及び履行方法

別紙「認知症初期集中支援推進事業業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年6月1日（予定）から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

本業務の委託料の上限額は、12,230,000円（消費税及び地方消費税含）とする。（※契約の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。）

3 提案選定について

(1) 担当部署

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327

島原市役所有明庁舎 3階

T E L 0957-61-9102

F A X 0957-61-9104

E-mail chiikishien@shimabara-area.net

(2) 提案選定の日程

このプロポーザルの公募開始から契約までの日程は、次のとおりとする。

公告	令和6年4月18日（木）
「参加申込書」、「質問書」提出期限	令和6年4月25日（木）
「質問書」回答	令和6年4月26日（金）
「提案書」、「見積書」提出期限	令和6年5月1日（水）
一次審査（書類審査）	令和6年5月8日（水）
二次審査（プレゼンテーション）⇒後日に結果通知	令和6年5月15日（水）
契約締結	令和6年5月中旬

※ 上記スケジュールは変更する場合があります。

(3) 提案者の参加資格要件

提案書を提出できる者は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）に所在する法人で、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 構成市及び島原地域広域市町村圏組合のいずれかにおける競争入札参加資格者の有資格者名簿に登録されている者（提案書の提出までに登録できる者を含む）であること。
- ⑤ 手続き開始の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に、構成市長（島原市長、雲仙市長及び南島原市長）から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 構成市における暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 2 号までに該当する者でないこと。

(4) 関係資料

公告、仕様書、実施要領及び関係様式データは、下記に示す島原地域広域市町村圏組合のホームページに掲載する。

<http://www.shimabara-area.net/site/>

(5) 参加申込書の提出

プロポーザルの参加申込のため、参加申込書（様式第 1 号①②）を次のとおり提出すること。

なお、この書類の提出がなかったものについては、このプロポーザルへの参加を認めない。
また、参加申込書提出後のいかなる時期においても参加を辞退することは可能とし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。

① 提出方法

(1)に記載する担当部署（介護保険課地域支援係）に、持参又は郵送するものとする。

② 提出期限

(2)に記載する参加申込書提出期限とする。なお、郵送の場合は期限までに必着すること。

(6) プロポーザルに関する質疑

① 質問方法

質問については、文書、FAX又は電子メールで(1)に記載する担当部署（介護保険課地域支援係）に提出すること。ただし、FAX又は電子メールで送付した場合は、電話により着信確認をすること。

② 質問の締切り

(2)に記載する「質問書」提出期限とする。

なお、締切りを過ぎた問い合わせには回答しない。

③ 質問書の様式

別紙「質問書（様式第2号）」のとおり

④ 質問に対する回答について

質問の回答については、参加申込書を提出した者に、(2)に記載する「質問書」回答の日までにFAXで送付する。

なお、FAXを受信した際は電話により受信報告すること。

(7) 提案書等の提出について

① 提出方法等

ア (1)に記載する担当部署（介護保険課地域支援係）に、持参又は郵送するものとする。

イ 受付場所は、(1)に記載する担当部署（介護保険課地域支援係）とする。

ウ 受付期限は、(2)に記載する「提案書」及び「見積書」の提出期限とする。なお、期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

エ 提案は1者につき、1提案とする。

② 提案書等の提出書類及び提出部数について

提案書等は、次の表のとおり提出するものとする。

なお、受領後の提案書等の加筆修正や差し替え等は不可とする。

提出書類	備考	部数
提案書等の提出について	様式第3号	1部
会社概要書	様式第4号	1部
提案書	様式第5号	3部（正本1部、副本2部）
類似業務実績書	様式第6号	1部
業務実施体制	様式第7号	1部
見積書	様式第8号	1部
提案書の開示に係る意向 申出書	様式第9号	1部

(8) 事業者の選定

提案書等提出書類の内容を、別に定める本組合内部の選定委員会において、「(別紙) 審査項目及び評価基準」に基づき審査し、審議の上、最高得点者を最優秀提案者として選定する。

なお、合計点数が最も高い者が2者以上いる場合には、見積金額の低い者を最優秀提案者として選定する。見積書の見積金額については、2の(4)に記載する上限額を超えた場合は、欠格とする。

- ① 提案者が1者の場合においても、本プロポーザル方式の審査は実施する。
- ② 審査は、一次審査として介護保険課で書類審査し、二次審査として選定委員会でプレゼンテーションを実施する。ただし、提案者が前年度の認知症初期集中支援推進事業業務実施業者のみの場合は、一次審査の結果で問題なければ二次審査は行わず、前年度の認知症初期集中支援推進事業業務実施業者を契約候補者とする。
- ③ 審査に際し不明な点が生じた場合は、個別に質問を行うことがある。
- ④ 提案者への最終の選定又は非選定については、その旨を通知する。
- ⑤ 選定した最優秀提案者は、契約候補者とする。
- ⑥ 発注については、契約候補者と本業務の実施内容等について協議を行い、必要に応じ再度見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。
- ⑦ 契約候補者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と協議を行う。(以降同様)
- ⑧ 業務委託契約は、島原市契約規則、島原市財務規則その他の関係法令の規定に基づくものとする。

(9) 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類の提出方法や提出期限を順守しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- ⑤ この要領に定められた以外の手法により、関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

4 提案書の作成要領

(1) 提案内容

別添「認知症初期集中支援推進事業業務仕様書」の要求を踏まえること。

(2) 提案書の書式等

- ① 用紙は、原則A4サイズとし、左綴じにすること。
- ② 提案書は、表紙や目次、記載事実が確認できる書類等の写しを除き、25ページ以内を

目安として作成すること。

5 配置予定者の経歴等

配置予定者が確定している場合の経歴等についての様式は、業務実施体制（様式第7号）として作成すること。

6 見積書の作成要領

別紙「認知症初期集中支援推進事業業務仕様書」に基づき見積書（様式第8号）を作成すること。

7 その他

- (1) このプロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書、提案書等の提出物は、一切返却しない。また、本業務以外には使用しない。
- (3) 本業務の受託者選定に関する資料や選定結果は、公正性、透明性及び客観性を期すため公開することがある。ただし、選定結果の公開を理由とした他者の提出物の閲覧は許可しない。

審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
(1) 基本方針	認知症初期集中支援推進事業業務について目的・業務内容（仕様書）等を理解した上で、問題なく業務遂行できる旨の提案がされているか。	20
(2) 組織体制	業務遂行する上で、適切な式命令、責任体制が敷かれているか。事故発生時の対応や、苦情処理など組織的に遂行する体制が確保されているか。	20
(3) 個人情報の保護、管理	情報セキュリティや個人情報保護、従事者に守秘義務を徹底させる組織的な取組や管理体制が確保されているか。	15
(4) 類似業務実績	過去10年間、本件と類似業務で同等以上の業務の履行実績があるか。	15
(5) 実施体制	担当予定の職員は、認知症に関する知識があり、専門的な資格を有した職員であるか。	15
(6) 事業費の積算内訳	事業費の積算内訳は、業務内容、実施体制等から見て適切なものであるか。	15
合 計 点 数		100